C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の延長として総務大臣が調査した数

算式イ

A×0.95×0.47×0.5×B／C

算式イの符号

A　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

B　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

C　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

二　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第二号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

A×0.95×0.35×0.5×α

算式アの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（地方税法第177条の６第２項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率

算式イ

A×0.95×0.35×0.5×α

算式イの符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

α　当該年度の環境性能割交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

４　法第三条の二第二項の場合において、令和元年度から令和三年度までの各年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。